2025年　　月　　日

学校長　様

○○学校職場会

人事に関わる申し入れ

　日々、学校運営や子どもたちの教育のために尽力されていることに敬意を表します。

　さて、今年度以降の人事異動方針として『令和８年度義務教育関係諸学校教育職員等人事異動方針』が示されました。採用年度によって異動ルールが異なる状態は解消されたものの、「ブロック要項」の運用をめぐって新たな課題が生じることも懸念されます。また、特別支援学校枠での採用者については、小・中学校等への異動を強いる原則が残されたままです。方針等を機械的に当てはめた人事異動が進められれば、教職員一人ひとりが抱える様々な事情が配慮されず、本人の勤務自体に支障をきたしたり、家族に大きな犠牲を強いたりする人事異動が起こりかねません。県教組はこのことを県教委に指摘しつつ、人事異動方針はあくまで原則であり、原則によらず個別の事情に配慮した異動もあり得ることを県教委と確認しています。

人事異動は、教職員にとって安心して仕事に打ち込むための大切な勤務条件や生活条件であり、働く意欲にかかわる重要な問題です。異動が教育活動や学校運営にプラスになるものでなければなりません。つきましては、以下の点にご配慮をいただき、今年度末人事に尽力されることを申し入れます。

記

１　新たな実施要領やブロック要項について、教職員への丁寧な周知を行うこと。

２　人事異動にあたっては、本人の希望と納得を大前提とすること。

３　実施要領やブロック要項の内容はあくまで原則であることを踏まえた運用とすること。特に「ブロック」や「エリア」、山間地校の勤務経験などを機械的に適用した異動の強要を行わないこと。

４　介護、病気、結婚、育児、妊娠など個別の事情を十分に聞きとり、配慮すること。

５　妊娠者の人事異動については、本人の意思が尊重されるようにすること。

６　育休明けの教職員に長距離通勤を強いる人事を行わないこと。

７　別居生活となるような人事を行わないこと。

８　高速道路利用を前提とした広域人事は行わないこと。

９　１月下旬から２月にかけて、本人への必要な中間報告を適正に行うよう努めること。

10　臨時的任用者に対して配慮すること。

11　再任用者の人事についても、本人の個別の事情に十分配慮し希望に沿うよう努力すること。

12　人事に関わる制度や原則について恣意的な解釈や不正確な説明がないようにすること。また、明文化されていない「内規」等による異動を強要しないこと。

13　事情によっては、異動後１、２年目の異動についても柔軟に対応すること。

14　人権尊重の立場から、また教育への貢献に軽重をつけがたい点からも、異動・退職に際して、一般職員と管理職との異なる扱いをなくすこと。とりわけ、管理職の離・着任時における特別な式や見送り・出迎えについて再検討するよう、関係方面にはたらきかけること。

15　離･着任式での職員紹介について、職種や性別、任用形態による差別をなくし公平に行われるよう配慮すること。

16　校務分掌についての希望調査を、再任用者、新任職員も含めて全職員に実施し、反映すること。

17　着任時の手土産や、前任校への着任報告は不要であることを周知すること。